

おんわか

No. 197
令和2年9月

議会だより

CONTENTS

令和2年第2回定例会

審議結果 2


一般質問 3

提出議案 6

令和2年第3回臨時会 8

議会議員活動情報 9

令和2年第2回定例会 一般質問と議案審議結果

*** 一般質問**  P3 6月17日に、2名の議員が一般質問を行いました。

| 質問 順番 | 質 問 事 項 | 質問議員 |
|----------|--|-------|
| 1 | 1. 新型コロナウイルス感染と自然災害対策について | 堀川 賢治 |
| 2 | 1. 学校教育の学習支援等について 2. 行政の情報発信と通信環境整備について | 田中とよ子 |

*** 提案議案と審議結果** 各議案の説明は  P6

6月17日 日程第1号

| 議案番号 | 件 名 | 結 果 |
|--------|--|-----|
| 報告第1号 | 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について | 報 告 |
| 報告第2号 | 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について | 報 告 |
| 議案第1号 | 御宿町防災行政無線戸別受信機購入に係る物品売買契約の締結について | 同 意 |
| 議案第2号 | 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について | 同 意 |
| 議案第3号 | 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について | 可 決 |
| 議案第4号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 |
| 議案第5号 | 御宿町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 |
| 議案第6号 | 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 |
| 議案第7号 | 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 |
| 議案第8号 | 御宿町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 |
| 議案第9号 | 御宿町重度心身障害者(児) 医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 |
| 議案第10号 | 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 |
| 議案第11号 | 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 |
| 議案第12号 | 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 |
| 議案第13号 | 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決 |
| 議案第14号 | 令和2年度御宿町一般会計補正予算(第4号) | 可 決 |
| 請願第1号 | 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書 | 採 択 |
| 発議第1号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について | 可 決 |
| 請願第2号 | 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書 | 採 択 |
| 発議第2号 | 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書の提出について | 可 決 |



「感染症」と「自然災害」 両方を踏まえた災害対策は

町長 — 「3密」が避けられる避難場所の確保を進める。

Q 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、町民は精神的にも経済的にも大きなダメージを受けています。

緊急事態宣言は解除されましたが、現在もお「コロナ禍」中にあり、引き続き「密閉」、「密集」、「密接」の3つの密を避けることが求められています。

しかし、自然災害の発生時には、「住民を安全な場所に集める」という、感染症とは相反する対応が必要になってきます。

地震や津波はいつ襲ってくるかわからず、近年特に千葉県沖を震源とする地震や、首都直下地震、南海トラフ大地震の発生が懸念されています。また、これから台風シーズンを迎え、風水害に対しても十分に注意を払い、備えていかななくてはなりません。

新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大防止を考慮することで、防災訓練や避難所運営の方法等がどのように変わっ

たのかを伺います。

A 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、現在、防災訓練を含めた消防団の訓練は全て一旦中止されています。

活動を再開するために協議・調整を行っていきませんが、今後の防災訓練や避難所の運営には、感染症の感染拡大を防止するための条件や留意点等が必要になってきます。

政府が示したガイドラインを基に、町における避難所での感染症の感染防止対策を協議・検討しており、例えば、住民に対しては、「非常時の持ち出し品の中に消毒液等を追加する」、「風水害等の事前に行うことが予想できる災害時には、可能な場合は親戚や友人宅への避難を検討する」といった、「新しい災害対策」を周知していく予定です。

また、訓練の実施や避難所の運営に用いるマニュアルについても、政府の示したガイドライン

に基づき作成を進めています。

訓練の実施や、避難所の運営については、役場職員だけではなく、消防団や各地区の自主防災組織等の協力を得ながら、訓練の実施、結果の検証、マニュアルの変更を行い、各組織の連携がスムーズにとれるよう、体制を整えたいと考えています。

更には、マスク、ゴム手袋、消毒液、体温計、スペースを区分けするための簡易テントといった、避難所の衛生管理をするための備蓄等も進めています。

避難所における3密対策として、避難者1人あたり3メートル四方（通路を含む）のスペースが必要と想定しています。

現在避難所に指定している3つの施設（御宿中学校体育館、布施小学校体育館、旧岩和田小学校体育館）には、合計で約250人分のスペースが確保できると試算していますが、新型コロナウイ

ルスが流行する前、昨年の台風19号の際には約300名の避難者があり、同等の災害が発生した場合、3密を避けることができ、なおかつ避難者を十分に収容できる避難所の確保はできていない状況にあります。避難所として指定していませんが、B&G体育館を利用できるようにする等、避難スペースの確保が急務となっています。

（答弁者：総務課長）

Q 住民を守るリーダーとして、町長の考えを伺います。

A 東日本大震災が起りに押し寄せる光景を目にして以来、防災対策を第一として町政に取り組んできました。

懸案事項として挙げた避難施設の確保については、民間事業者とも更なる協議を重ね、避難時の3密が避けられるように施設の確保を進めていきたいと考えています。

（答弁者：町長）



▲避難所での「3密」を避けるために購入された備蓄品
テントは、避難者間のスペースを確保するために使用されます。



田中とよ子議員

子どもたちの学ぶ機会の確保 先んじたコロナ対策を

町長 — 交付金の活用を含め、対応していく。

Q 新型コロナウイルスによる感染拡大による長期間の小中学校の休校は、子どもたちや学校関係者へ大きな影響をもたらしました。学校で学ぶことができなかった2か月間を取り戻すことは大変難しく、特に高校受験等を控えた生徒には、早急に支援が必要だと感じています。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、今後、第2波、第3波の感染拡大も懸念されます。

を置いた学校行事の実施を各学校にお願いしたところですが、

学習支援としては、インターネットを通じて24時間使用できる学習支援ソフトの導入や、民間の予備校講師による授業の拡充を行います。人材確保、環境整備等、学校とも連携しながら、早めの対応をしたいと思いますと考えています。

（答弁者：教育課長）
「コロナ禍」が学校教育にもたらした影響については、国からの交付金の活用を含め、広く意見を伺いながら対応していきたいと考えています。

6月1日から学校は再開しており、次なる感染拡大も考慮しながら授業を進めています。準備に時間が割かれる学校行事の中止や夏休みの短縮等により授業時間を確保していますが、「子どもたちにとっての優先度、重要度」に重き

（答弁者：町長）
「住民の「実情」に合わせた情報発信を

か、関係者だけでなく、町民全体に知らせるべきだと考えます。

現在、町では、広報誌等の紙媒体、防災無線、ホームページ等で情報を発信していますが、ホームページにしか載っていない情報があります。しかし、特に高齢者は「ホームページに載っています」と言われた時点で情報収集を諦めてしまいう方もいます。難しさ、煩雑さが引き起こす「諦め」を「町政への無関心」に繋げさせないためにも、「情報を知りたい方がどのような方法でそれを入手しているのか」を踏まえた情報発信が重要ではないでしょうか。

また、住民が気軽に訪れ、情報収集ができる場所の提供も重要と考えます。現在、町と地域とで取り組んでいる交流サロン等の環境を整えることで、家庭でインターネットが使えない方も、交流を通じて情報収集ができるようになると思います。が、町の考えを伺います。



▲公民館に置かれているパソコン
来館者はどなたでも使用でき、住民の情報収集手段の1つとなっていますが、今回のコロナ禍では使用が休止されています。

A 紙媒体による情報発信は、年齢に関わらず情報収集がしやすい反面、タイムリーに多くの情報を発信することが困難です。一方、インターネット等のデジタル媒体による情報発信は、タイムリーに多くの情報が発信できる反面、見る環境がない方や機器に不慣れな方への対応が課題となつていきます。

でお知らせしたことから、デジタル媒体で情報を得られない方に対する情報発信に不足があったと考えています。

様々な手段を組み合わせながら、効果的かつ速やかに正確な情報が伝えられるよう取り組んでいきたいと思います。

また、住民が気軽にインターネットを使える場所・機会の提供については、地域おこし協力隊等と連携しながら調整していきたいと考えています。

今回の「コロナ禍」では、行政区と連携し、臨時で紙媒体での情報発信を行うなどして対応しましたが、例えば公共施設の閉鎖等はホームページ

（答弁者：総務課長、企画財政課長）

今回の「コロナ禍」では、ほかの町の情報を御宿町の情報だと勘違いしているケースが多々ありました。また、町がどついつた方にどのような支援をしている

（答弁者：町長）

（答弁者：町長）

（答弁者：町長）

（答弁者：町長）

*topics

御宿町議会で請願を採択 精神障害者が医療費の助成対象になりました

千葉県が行っている重度心身障害者（児）に対する医療費の助成は、これまで身体障害者、知的障害者が対象とされていましたが、要綱の改正により、新たに精神障害者が対象とされました。

御宿町議会では、「精神障害者も千葉県重度心身障害者医療助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書（請願者：いすみ精神障害者家族会）」を平成 29 年 12 月議会で採択し、県に対し意見書を提出しています。

関連👉 P7 議案第 9 号

一般質問 その後を追いかけて

*第 1 回教育施設検討委員会が開催

関連👉 令和 2 年第 2 回定例会 一般質問

7 月 31 日に、第 1 回教育施設検討委員会が開催されました。

御宿町の学校施設については、昭和 42 年に御宿小学校、昭和 48 年に布施小学校が建設され、校舎の耐震化や定期的なメンテナンスを行いながら施設が使用されてきましたが、老朽化が進んでいます。

教育施設検討委員会は、今後の教育施設について検討する会議です。

委員会には、学校関係者や保護者代表に加え、議会から北村昭彦議員、岡本光代議員、立野暁広議員が出席しています。



▲第 1 回会議の様子

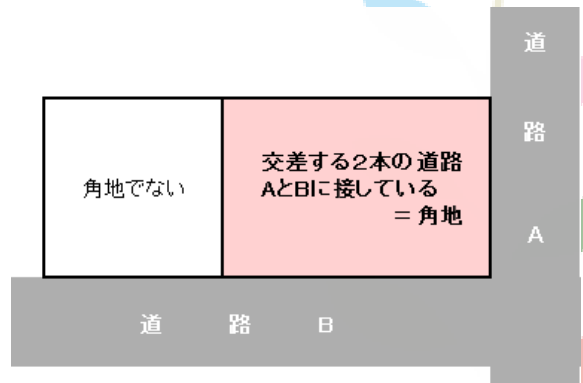
*町税課税誤り 過誤納金の返還状況が公開されています

関連👉 令和 2 年第 2 回定例会 一般質問

固定資産税及び国民健康保険税の課税誤りによる過誤納金の返還事務の状況が町ホームページで公開されています。（ページ下の QR コードからご覧になれます。）

今回の課税誤りは、税額を算出する際の角地（交差する 2 本の道路に接する土地）に関する係数の取扱いに誤りがあったものです。普通住宅地区内の角地となる土地を所有する方で、固定資産税は平成 21 年度分から平成 30 年度分まで、国民健康保険税は平成 21 年度分から平成 28 年度分までが対象となります。

8 月 19 日現在の執行状況は、固定資産税で 67%、国民健康保険税で 75%（対象件数での割合）となっています。



▲角地の例

組合規約の変更

●夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の改正に伴う協議（議案第2号）

いすみ市、勝浦市、大多喜町、御宿町で構成される組合の規約改正に必要な協議です。

これまで組合で協議されてきたごみ処理施設の建設が中止されたことから、組合規約からごみ処理施設の建設に関する事項を削除するための協議を行いました。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合では、消防署の運営、障害や介護等の区分認定等を行っています。

*topics 御宿町のごみ処理施設

これまで、御宿町を含めた2市2町で構成されている夷隅郡市広域市町村圏事務組合で、新しいごみ処理施設の建設が検討されていましたが、原材料費の高騰等の理由により建設が中止となりました。

今の御宿町清掃センターは、稼働開始後35年が経過しています。平成30年に排ガス処理施設を更新し、この部分については一般的に10年もつとされていますが、その他の設備も老朽化が進んでおり、毎年5千万円から7千万円の補修費を要しています。およそ9年後の排ガス処理施設の更新期限が施設の限界と考えられ、今後の御宿町のごみ処理をどうするか、早急に検討する必要があります。



予算の繰越

●繰越事業の報告（報告第1号、第2号）

地方自治体の事業は、4月から翌3月までを1年とし、原則としてその期間に事業を終らせなければなりません。予算の繰越とは、年度内に事業を完了することが難しく、執行ができなかった予算を翌年度に持ち越すことを言います。

令和元年度から令和2年度に繰り越された事業は、防災行政無線屋外子局デジタル化工事 6,930万円、メキシコ記念公園進入路の落石工事 1,940万円等合計で1億1,776万円が繰り越されました。

契 約

●防災行政無線戸別受信機購入契約（議案第1号）

相手方 スイス通信システム(株)

契約金額 1億5,108万5千円

期間 令和2年6月18日～令和2年12月25日

*topics

ご家庭にある防災行政無線の受信機が新しくなります

防災行政無線のデジタル化により、今まで使われていたアナログ波の受信機が使えなくなります。

デジタル波を使った通信では、音声に加えて文字放送も可能になります。また、雑音の軽減や音質の向上により、放送内容が聞き取りやすくなります。

新しい受信機への交換は、今年11月頃から順次行っていく予定です。

御宿町に住所登録がある方や、現在古い受信機をお持ちの方（事業所も含む）は、1台に限り無償で貸与されますが、住民登録のない方や設置台数を増やしたい方は1台2万円でお貸与することとされています。

※前回の議会だよりで掲載した記事に誤りがありました。新たに事業所へ設置する場合は有償となります。訂正し、お詫びいたします。

条例制定・改正

●国民健康保険・後期高齢者医療保険 新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当を追加(議案第8号、第10号)

国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症の罹患等で仕事を休んだ場合、傷病手当金が支給されます。

●重度心身障害者(児)医療費助成に 精神障害者を追加(議案第9号)

重度心身障害者(児)に対する医療費の助成は、これまで身体障害者、知的障害者を対象とされてきましたが、県要綱の改正により、新たに精神障害者が対象とされました。それに伴い、町条例の改正が行われました。

●国民健康保険税条例の改正(議案第11号)

課税される税額の上限の引き上げ、低所得者に対する税を軽減する基準の拡充がされたほか、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う国民健康保険税の減免措置がされました。

●介護保険条例の改正(議案第12号)

令和元年10月から実施されている保険料率の軽減措置が、令和2年度から通年で実施されることから、保険料率の改正が行われました。

●町営住宅設置管理条例の改正 (議案第13号)

民法における保証人制度の見直しに伴い、町営住宅の入居時に必要とされていた連帯保証人を「緊急連絡人」に改めるなどの改正が行われました。

緊急連絡人は連帯保証人と異なり、入居者の負債等を代わりに受ける等の義務は課せられていません。



●町長・教育長の給料の減額(議案第3号)

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から、町長及び教育長の毎月の給料を3か月間30%減額します。期間は令和2年7月から9月までの間で、合計で約117万円の減額となります。

※町長の毎月の給料76万円×30%×3か月＝68.4万円
教育長の毎月の給料54.2万円×30%×3か月＝48.8万円

●職員の特殊勤務手当を規定(議案第4号)

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、住民に対する検温の実施や体調不良者への対応等、保健衛生業務を行う職員に対し、1日につき千円を超えない範囲で手当が支給されます。

●税条例等の改正(議案第5号、第6号)

議案第5号では、令和2年第2回臨時会で承認された税条例の一部改正において、文言を指し示す内容を明確にするための改正を行いました。

議案第6号では、母子家庭、父子家庭など、税制上の「ひとり親世帯」の基準を一律とするための改正や、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、納税の猶予を定めるなどの改正が行われています。

●マイナンバー「通知カード」の廃止 に伴う発行手数料の改正(議案第7号)

マイナンバー「通知カード」が今年5月25日に廃止され、通知カードの再発行や記載内容の変更ができなくなったことから、それに要する手数料を町条例から削除しました。

通知カードの再発行はできなくなりましたが、現在手元にある通知カードは、名前や住所等の記載内容が住民票と一致している場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。



▲マイナンバーカード(上)と
今回廃止された通知カード(下)

請 願

●学校教育に関する請願2件を採択 (請願第1号、第2号)

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」
採択に関する請願書

請願者：子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する
教育関係団体 千葉県連絡会

紹介議員：立野暁広

教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるものです。

「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

請願者：子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する
教育関係団体 千葉県連絡会

紹介議員：立野暁広

厳しい財政状況の中で、様々な問題に対応し充実した教育を実現させるためには、国からの財政支援等が不可欠であることから、国に対し、2021年度における教育予算を確保を求めるものです。

2つの請願は全員の賛成で採択され、国の関係機関に意見書を提出しました。

補正予算

●御宿町一般会計補正予算第4号 (議案第14号)

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した中小企業者等への支援金の給付、小中学校再開後の学習支援体制の整備や子どもたちの家庭学習の環境整備に要する経費のほか、職員の特殊勤務手当や特別職給料の減額等が計上されており、歳入歳出にそれぞれ2,388万5千円が追加され、補正後の予算総額は45億8,716万1千円となりました。



令和2年第3回臨時会 新型コロナウイルス感染症対策予算等を可決

* 提案議案と審議結果

7月21日 日程第1号

| 議案番号 | 件 名 | 結 果 |
|-------|-----------------------|-----|
| 議案第1号 | 令和2年度御宿町一般会計補正予算(第5号) | 可 決 |

補正予算

●御宿町一般会計補正予算第5号(議案第1号)

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券の発行や中小企業者への支援を効率的に行うための仕組みづくりに要する経費や、崩落した町道法面(役場の前から実谷に向かう道路)の復旧工事費などが計上されており、歳入歳出にそれぞれ3,164万8千円が追加され、補正後の予算総額は46億1,880万9千円となりました。

なお、今回の補正予算で復旧工事費が計上された道路は工事が完了し、通行止めが解除されています。

議会議員活動情報

(令和2年6月～8月)

町議会議員の出席した会議や行事などを紹介します。

6月

- 2日 国保運営協議会
- 5日 プール運営委員会
産業建設委員会協議会(第2回)
- 9日 総務委員会協議会(第2回)
- 10日 議会運営委員会
- 17日 第2回定例会(日程第1号)
- 18日 いすみ医療センター感染症特別検査室見学
説明会
- 22日 例月出納検査
- 23日 水道企業会計決算審査
- 24日 国保国吉病院組合決算審査
- 25日 夷隅郡市広域市町村圏事務組合出納検査
- 26日 夷隅郡市広域市町村圏事務組合臨時会

7月

- 8日 御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略検
証委員会
- 10日 いすみ鉄道対策協議会
- 14日 議員協議会(第7回)
議会だより編集委員会
- 17日 議会運営委員会
夷隅郡町村議会議長会総会
- 20日 例月出納検査
布施学校組合出納検査・決算審査
夷隅郡市広域市町村圏事務組合決算審査
- 21日 第3回臨時会(日程第1号)
議員協議会(第8回)
- 22日 国保国吉病院組合決算審査
- 28日・29日 決算審査
- 30日 原水爆禁止国民平和大行進
- 31日 教育施設検討委員会

第3回定例会 開会予定日

9月16日(水)

8月

- 4日 南房総広域水道企業団運営協議会
- 7日 総務委員会協議会(第3回)
- 12日 議会だより編集委員会
- 21日 例月出納検査
国保国吉病院組合出納検査
- 25日 議会だより編集委員会
- 27日 産業建設委員会協議会(第3回)
- 28日 布施学校組合議会臨時会
千葉県町村議会議長会主催広報研修会
- 31日 夷隅郡市広域市町村圏事務組合定例会

●表紙

メキシコ記念塔と星空の写真です。

毎年8月中旬に極大を迎えるペルセウス座流星群を捉えようと撮影に向かいましたが、残念ながら流星をカメラに収めることはできませんでした。

千葉県町村議会議長会主催 広報クリニックに参加

より良い「議会だより」を目指して

御宿町議会だよりは、議会における会議の内容や議会活動を住民の皆さんにお伝えするため、昭和47年から定期的に発行しています。

御宿町議会での議会だよりに関する取組みとして、平成26年度に冊子編集専用のソフトを導入して印刷コストを下げ、その分の経費で紙面のフルカラー化を行いました。令和元年度からは、以前行った議会に対する住民アンケートの結果を元に、どのようにしたらより読んでもらえる広報誌になるのか等について話し合い、従来の形を生かしながらも積極的にページの改変を行ってきました。また、議会での質問が町政にどのように生かされるかをコーナーとして取り入れるなど、「議会活動の見える化」をし、より住民のみなさんに親しんでもらえる広報誌づくりに取り組んでいます。



▲研修会の様子

8月28日に、千葉県町村議会議長会が主催する広報研修会が開催され、御宿町から4人の議員が参加しました。研修会の中で行われた「広報クリニック」は、実際に発行された広報誌を専門家がチェックし、その紙面のいいところ、改善点を指摘するもので、今回の研修会では御宿町ほか2団体がクリニックに申し込み、講師の議会広報サポーター 芳野政明氏より講評をいただきました。

議会だよりは、町の課題を明確化し、どのように政策を決定していくか、過程が明らかになっていること、議会のしくみや行政の成り立ちなど、議会と住民との情報の差を埋める努力がされているか等が評価のポイントとされています。技術的には、用語の使い方、見出しのわかりやすさ、レイアウト、配色等が重要とされています。

今回いただいた講評や住民の皆さんからのご意見を元に、今後も親しみやすい広報誌づくりに取り組んでいきます。

★町ホームページ (<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>) では、議会情報や過去に発行された議会だより、会議録等がご覧いただけます。また、議会事務局でも閲覧ができますので、ご連絡ください。

御宿町議会事務局 Tel 0470-68-2515



編集後記

遅い梅雨明けとコロナ禍の影響により、いつもの御宿より少し寂しい夏となりました。

また、全国各地で自然災害による被害が発生し、感染症関連のニュースと併せ報道されています。被害を受けたまちや人々の様子を見るたびに、復旧の難しさと「日常」の貴重さを改めて感じるところです。

災害はいつやってくるかわかりません。これから台風シーズンを迎えますが、命を守るための適切な行動を心がけたいものです。

さて、今回の議会だよりでお知らせしたとおり、議会だより編集委員会のメンバーで議会広報研究会に参加し、専門家より編集技術等について講評をいただきました。この成果が今後の議会だよりで発揮できるよう、編集委員会一同一層努力して参ります。

議会だより編集委員会

田中とよ子